

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（掲ぐる送送料を要す）

前金一號 貨錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前

金費圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇

年前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

之は不慮の災にして當人自身の不幸に過ぎず然るに
阿片の毒は之を他に傳染して永年の禍を醸し爲めに
無事の人命を傷ひ毒を社會に流すの虞あり一時の災難
と同一視す可きに非方或は觸民の烟毒に耽るは多年の
習慣にして如何なる嚴令を布くも一朝一夕に效を見る
可らず強ひて断行するときは彼等は苦痛に堪へず相率
て嶺外に去り全幅無人の有様を呈するにも至らば却
つて不利の結果を見るに至る可しなぞ云はんかならざ
れ彼等にして果して自から辭し去るふともわらんには
も彼等にして臺灣の全幅を充すは實際困難事に非ざるの
幸なれ我内地は人口日々々に繁殖して人の多き割
合に地の狭さを感じ他に移住を望むもの甚だ多く内地
人を移して臺灣の全幅を充すは實難に至らば
みか其移住は一般に希望する所なれば此一點に就ては
更に遠慮を要せす嚴重に法律を施行して之に堪へざ
るものは自由に進退せしめんふと我輩の寧ろ望む所なり
又事の實際に於て一日も猶豫を許す可さらざる理由あ
りと云ふは外ならず今日の處にては内地より彼地に往
來するもの少なけれども今後交通の頻繁を至
確すに從ひ其惡習を輸入して内地に烟毒を傳ふるに至
らば容易ならざる次第なる可し左れば些末の風俗習慣
等は暫く擱ても新政の第一着手として嶺内に阿片禁止
の嚴令を布て其輸入栽培をも嚴禁し以て惡習を一掃す
るの措置に出でんふと希望に堪へざるなり

告シ同号ニ北澤道長官ニ移牒スルモノトス
第十二條 本則ハ從前北澤道長官ヨリ也田兵司令官ヘ引渡シタル土地
ニモ亦之ヲ借用ス但田兵司令官ハ本則施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ第
五條ノ手續ノ爲スヘン

法例第七十九號也田兵士地耕種規則（明治二十三年六月六日實業部
第十一條 移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ也田兵トシ一戸凡ソ
萬五千坪ノ割合ヲ以テノ屯田兵トシ其ノ村ノ公有財產トシテア土地ヲ給
ス公有財產ノ管理利用并ニ開墾ノ事ハ也田兵司令官ノ命令ヲ以テ之
兵役ノ耕種ヲ履行セサムトキハ其ノ給與シタル土地ヲ没収スル
ツラヒテ士地ヲ没収スルトキハ給與シタル地主及ノ士地三定者スル
可也之ヲ借用スハ併セテ之ヲ没収シ其ノ他正當ノ理由ナクシテ
之ヲ取除キシテ胡服反對除カサムトキハ競賣ニ附シ其ノ費用ヲ
引去テ競賣ノ交換ス

勅令第五十三號參照
第五條 也田兵二三箇月ノ割合ヲ定ムノ所ニ依ル
第一條 移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ也田兵トシ一戸凡ソ
萬五千坪ノ割合ヲ以テノ屯田兵トシ其ノ村ノ公有財產トシテア土地ヲ給
ス大隊區役員ハ併セテ之ヲ没収スルトキハ其ノ給與シタル土地ヲ没収スル
テ之ヲ借用スハ併セテ之ヲ没収シ其ノ他正當ノ理由ナクシテ
之ヲ取除キシテ胡服反對除カサムトキハ競賣ニ附シ其ノ費用ヲ
引去テ競賣ノ交換ス

之は不慮の災にして當人自身の不幸に過ぎず然るに
阿片の毒は之を他に傳染して永年の禍を醸し爲めに
無事の人命を傷ひ毒を社會に流すの虞あり一時の災難
と同一視す可きに非方或は觸民の烟毒に耽るは多年の
習慣にして如何なる嚴令を布くも一朝一夕に效を見る
可らず強ひて断行するときは彼等は苦痛に堪へず相率
て嶺外に去り全幅無人の有様を呈するにも至らば却
つて不利の結果を見るに至る可しなぞ云はんかならざ
れ彼等にして臺灣の全幅を充すは實際困難事に非ざるの
幸なれ我内地は人口日々々に繁殖して人の多き割
合に地の狭さを感じ他に移住を望むもの甚だ多く内地
人を移して臺灣の全幅を充すは實難に至らば
みか其移住は一般に希望する所なれば此一點に就ては
更に遠慮を要せす嚴重に法律を施行して之に堪へざ
るものは自由に進退せしめんふと我輩の寧ろ望む所なり
又事の實際に於て一日も猶豫を許す可さらざる理由あ
りと云ふは外ならず今日の處にては内地より彼地に往
來するもの少なけれども今後交通の頻繁を至
確すに從ひ其惡習を輸入して内地に烟毒を傳ふるに至
らば容易ならざる次第なる可し左れば些末の風俗習慣
等は暫く擱ても新政の第一着手として嶺内に阿片禁止
の嚴令を布て其輸入栽培をも嚴禁し以て惡習を一掃す
るの措置に出でんふと希望に堪へざるなり

告シ同号ニ北澤道長官ニ移牒スルモノトス
第十二條 本則ハ從前北澤道長官ヨリ也田兵司令官ヘ引渡シタル土地
ニモ亦之ヲ借用ス但田兵司令官ハ本則施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ第
五條ノ手續ノ爲スヘン

法例第七十九號也田兵士地耕種規則（明治二十三年六月六日實業部
第十一條 移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ也田兵トシ一戸凡ソ
萬五千坪ノ割合ヲ以テノ屯田兵トシ其ノ村ノ公有財產トシテア土地ヲ給
ス公有財產ノ管理利用并ニ開墾ノ事ハ也田兵司令官ノ命令ヲ以テ之
兵役ノ耕種ヲ履行セサムトキハ其ノ給與シタル土地ヲ没収スル
ツラヒテ士地ヲ没収スルトキハ給與シタル地主及ノ士地三定者スル
可也之ヲ借用スハ併セテ之ヲ没収シ其ノ他正當ノ理由ナクシテ
之ヲ取除キシテ胡服反對除カサムトキハ競賣ニ附シ其ノ費用ヲ
引去テ競賣ノ交換ス

勅令第五十三號參照
第五條 也田兵二三箇月ノ割合ヲ定ムノ所ニ依ル
第一條 移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ也田兵トシ一戸凡ソ
萬五千坪ノ割合ヲ以テノ屯田兵トシ其ノ村ノ公有財產トシテア土地ヲ給
ス大隊區役員ハ併セテ之ヲ没収スルトキハ其ノ給與シタル土地ヲ没収スル
テ之ヲ借用スハ併セテ之ヲ没収シ其ノ他正當ノ理由ナクシテ
之ヲ取除キシテ胡服反對除カサムトキハ競賣ニ附シ其ノ費用ヲ
引去テ競賣ノ交換ス

官報

○勅令 第一百五十四號

明治二十八年十一月一日

内務大臣 子爵野村 順

ノ上之ノ定

勅令第一百五十三號

明治二十八年十一月一日

内務大臣 子爵野村 順

ノ上之ノ定

御名 御璽

明治二十八年